

寒川町特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～ (制 定 附 則) 附 則 ～ 略 ～ <u>(加える)</u> <u>(加える)</u> (改 正 附 則)	～ 略 ～ (制 定 附 則) 附 則 ～ 略 ～ <u>26 令和2年6月に期末手当を支給する場合における町長の期末手当の額は、第4条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した期末手当の額から100分の20を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。)に相当する額を減じた額とする。</u> <u>27 令和2年6月に期末手当を支給する場合における副町長及び教育長の期末手当の額は、第4条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した期末手当の額から100分の10を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。)に相当する額を減じた額とする。</u> (改 正 附 則) 附 則 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>